

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー：お知らせ

令和5年2月17日

### 令和5年度実施埼玉県公立学校教員採用選考試験の変更点について～民間企業等経験者を対象とした特別選考を新たに実施！～

「未来を創る、こどもたち。未来を育てる、わたしたち。」埼玉県の教員を目指しませんか？ 令和6年度採用（令和5年度実施）の埼玉県公立学校教員採用選考試験の変更点等についてお知らせします。

一定の民間企業等での勤務経験があれば、教員免許を所有していなくても受験できる「セカンドキャリア特別選考」を全志願区分対象に新たに実施します（※）。

（※） 教員免許を所有していない合格者には最大2年間、教員免許取得のための採用猶予期間を設けます。なお、採用は志願区分・教科に該当する教員免許取得後の4月1日となります。

#### 1 採用見込数 ( ) は令和4年度実施比

小学校等教員	700名 (▲150)
中学校等教員	450名 (▲30)
高等学校等教員	300名 (▲30)
特別支援学校教員	200名 (±0)
養護教員	45名 (▲10)
栄養教員	10名 (▲2)

#### 2 試験期日

《第1次試験日》 共通 令和5年7月9日（日曜日）

《第2次試験日》 小・中学校等教員、養護教員、栄養教員

①令和5年8月19日（土曜日）

②令和5年9月3日（日曜日）

高等学校等教員、特別支援学校教員

①令和5年8月6日（日曜日）

②令和5年8月17日（木曜日）から23日（水曜日）までのいずれか1日（ただし土日は除く。）

### 3 主な変更点

#### (1) セカンドキャリア特別選考の新設

##### <概要>

- ・ 民間企業等で通算して5年間以上本採用（正規採用）経験を有する者（教育職員以外の公務員、団体職員等の経歴も含みます。）を対象
- ・ 教員免許状を所有していなくても受験可能（免許取得のための2年間の採用猶予期間を設定）
- ・ 第1次試験の筆答試験「一般教養・教職科目」に替えて「集団面接」を実施
- ・ 希望する合格者を対象に任用前研修を実施

#### (2) 加点措置の見直し

##### <新設>

- ア 高等学校等教員の「情報」「情報技術」を除く全志願区分において、「基本情報技術者試験」合格者を加点の対象とする（5点）。
- イ 全志願区分において、「応用情報技術者試験」合格者を加点の対象とする（10点）。
- ウ 小学校等教員及び中学校等教員の志願区分において、司書教諭講習修了証書を有している者を加点の対象とする（5点）。
- エ 高等学校等教員の志願区分において、「情報」の高等学校教諭普通免許状所有者を加点の対象とする（10点）。

##### <廃止>

- ア 小学校等教員の志願区分において、「CEFR B1相当の者（実用英語技能検定2級合格者など）」を対象とする加点（5点）を廃止する。

#### (3) その他

- ア 高等学校等教員の「情報」志願者は、「情報」の免許のみで出願可能とする。
- イ 臨時的任用教員経験者特別選考A選考の受験資格の教職歴要件に、「さいたま市立学校」での経験も加える。
- ウ 出願方法は全てインターネットによる出願とする。
- エ 実技試験を他の試験と同一日に実施することにより、受験者の試験に要する日程を最大4日間から3日間に短縮する。
- オ 最終合格発表日を10月中旬から9月下旬に前倒しする。

※ 詳細については、教職員採用課のホームページ及び3月中旬公表予定の試験要項を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/r6kyouinsaiyou/r6top.html>